

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 7 号
受付日	平成28年 3月24日
質問者	豊田政典 議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年 4月11日
担 当 部 局：総務部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく豊田政典議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■ 質問

議員報酬の判断基準に関して、報酬等審議会の運営と「議会基本条例」の定めとは、明らかに齟齬があると考えますが、総務部の見解を明確に説明してください。

■ 答弁

四日市市特別職報酬等審議会におきましては、四日市市議会基本条例における議員報酬の規定等を踏まえ、例年、各委員に対し、議会事務局職員から議員活動に対する説明を十分行ってきております。

平成27年度の審議会におきましては、議会の審議状況や議会報告会及び議員政策研究会の開催状況はもとより、第1回の審議会において市議会の新たな取り組みについてもご紹介したところ、「議会改革度調査」や「タブレット端末の導入」について委員から追加説明を求められたため、第2回の審議会において資料を追加の上、再度、議会事務局職員から説明を行うなど、活発なご議論もいただいております。

このように、各委員が議員活動についてご理解をいただいた上で、中立・公正な第三者の立場でご議論いただいた結果として、審議会から答申を受けたものと認識しております。